

平成 19 年第 3 回定例
夕張市議会会議録
平成 19 年 9 月 20 日(木曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 5 号 夕張市情報公開条例の一部改正について
- 第 3 議案第 6 号 夕張市医療費給付に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 7 号 夕張市生活館等設置条例の一部改正について
- 第 5 議案第 8 号 町の区域の変更について
- 第 6 議案第 9 号 市道路線の認定について
- 第 7 議案第 10 号 夕張市教育委員会委員の任命について
- 第 8 議案第 11 号 平成 19 年度夕張市一般会計補正予算
- 議案第 12 号 平成 19 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算
- 議案第 13 号 平成 19 年度夕張市老人保健医療事業会計補正予算
- 議案第 14 号 平成 19 年度夕張市診療所事業会計補正予算
- 第 9 議案第 15 号 夕張市土地開発公社の定款の一部変更について
- 第 10 選挙第 1 号 夕張市選挙管理委員会委員並びに同補充員の選挙について
- 第 11 認定第 1 号 平成 18 年度夕張市水道事業会計決算の認定について
- 認定第 2 号 平成 18 年度夕張市病院事業会計決算の認定について
- 第 12 報告第 1 号 定期監査の結果について
- 第 13 報告第 2 号 例月現金出納検査の結果について
- 報告第 3 号 例月現金出納検査の結果に

ついて

報告第 4 号 例月現金出納検査の結果について

報告第 5 号 例月現金出納検査の結果について

第 14 意見書案第 1 号 被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書

◎出席議員（9 名）

高 間 澄 子 君
伝 里 雅 之 君
島 田 達 彦 君
角 田 浩 晃 君
加 藤 喜 和 君
正 木 邦 明 君
高 橋 一 太 君
新 山 純 一 君
山 本 勝 昭 君

◎欠席議員（なし）

午前 10 時 30 分 開議

●議長 加藤喜和君 これより平成 19 年第 3 回定例夕張市議会第 3 日目の会議を開きます。

●議長 加藤喜和君 本日の出席議員は 9 名、全員であります。

●議長 加藤喜和君 本日の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により

正木議員

高橋議員

を指名いたします。

●議長 加藤喜和君 この際、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、先に配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 日程に入ります前に、案件の追加とその取扱いについて、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

角田議員。

●角田浩晃君（登壇） 追加案件の提出にかかわり、その取扱い等について協議のため、先に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

追加提出されることとなりました案件は、議案第 11 号平成 19 年度夕張市一般会計補正予算、議案第 12 号平成 19 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算、議案第 13 号平成 19 年度夕張市老人保健医療事業会計補正予算、議案第 14 号夕張市診療所事業会計補正予算及び議案第 15 号夕張市土地開発公社の定款の一部変更についての 5 議案と、議会から提出の選挙第 1 号夕張市選挙管理委員会委員並びに同補充員の選挙についてでありまして、この案件の取扱いにつきましては、本日の本会議において上程し、即決することといたしたところであります。

この結果、本定例市議会における付議案件数は、議案 15 件、認定 2 件、選挙 1 件、報告 5 件、意見書案 1 件の、合わせて 24 件となるものであります。

以上で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 ただいまの報告のとおり、取り扱うことと決定して、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱ってまいります。

本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 加藤喜和君 日程第 1、これより、昨日

に引き続き一般質問を行います。

本日の質問者は、伝里議員、角田議員であります。

それでは、伝里議員の質問を許します。

伝里議員。

●伝里雅之君 おはようございます。伝里雅之です。通告に従い、ごみ問題の質問をしてみたいです。

1、ごみ処理は市民生活の大切な基盤であり、市にとって大事なインフラ整備と考えます。本市が財政再建団体になったことをきっかけにして、ごみ処理にかかる経費の削減、処理場の延命のためのごみ減量化を目指し、7 月 17 日からごみの有料収集が実施されています。2 カ月が経過し、目的であったごみの減量化はどのくらいの成果が出ていますか。懸念されていたごみ出しのマナー、不適正搬出、資源ごみの分別、不法投棄などの実態はどのようになっていますか。

2、ごみ有料化の住民説明会で、富野じん芥埋め立処分施設はあと 10 年ほどで利用できなくなると聞きましたが、減量化でどれほど利用年数が長くなると計算されていますか。次の処理場建設計画について先の住民説明会では、はっきりした答えが出ないまでも 3 つの方法を検討中だと聞きました。どのような方法を検討中なのかお聞かせください。

以上。

●議長 加藤喜和君 市長。

●市長 藤倉 肇君 伝里議員のご質問にお答えいたします。

最初に、ごみ処理手数料有料化後のごみの減量化はどうなっているのかということでありますが、本市にあっては、有料化後の家庭ごみの排出量予測については有料開始である本年度において、昨年度と比較し 25%の減量と試算しております。

初年度である本年度の減量率は、既に有料化を実施している近隣市町における実績を加味して予測しても、有料化後 2 ケ月を経過した現時点における家庭ごみの排出量は、7 月 17 日から 8 月 31 日の実績と比較すると、約 41%、重量にして約 382 トンの減量となっております。ただし、これはいわゆる駆け

込み排出があった 7 月前半は除外しております。

次に、有料化によって懸念されていた不正処理、不法投棄、資源ごみ分別等の状況であります。有料化実施から 9 月 10 日までの間において、指定ごみ袋及び処理券を使用していないなどの、いわゆる排出ルールを守っていないケースが全体で約 2,200 件ありました。こうした排出ごみについては、バツ印の警告用紙を張り、適正な処理による再排出を呼びかけるなど対応を行ってきております。そのような対応の結果や効果については、各町内会の自主的な活動、ご協力もあり、不正処理は減少傾向にたゞまあります。

以上であります。

もうひとつありました。一方、不法投棄でありますけれども、これにつきましては、道路沿いまたは山林等を初めとして様々なところで不法投棄が残念ながら発生しております。市といたしましては、このような不法投棄を未然に防いでいくことが重要であり、日常的に監視体制強化を図るために、町内会組織との連携を深めていかなければならないものと思っております。

また次に、資源ごみについては透明又は半透明の袋を使用し、一般ごみとの混合を避けて排出するようにお知らせをしておりますが、十分な理解が得られないため、不適切な処理になっているものが多く見受けられます。この対応については、市が収集を行っている 7 品目の種類とその処理方法について、わかりやすくチラシを作成するとか、それを配布する等で、引き続き周知徹底を図るように努めていかなければならないものと考えております。

このような具体的な努力を重ねながら、環境衛生の観点から新しいまちづくりを市民との協働で進めていき、ごみのないまち、美しい夕張のまちを目指して、全市民で取り組みを図っていくことが非常に重要であると認識しております。

この件につきましては、市民各位のご理解とご協力を改めてお願い申し上げる次第でございます。

以上でございます。

●議長 加藤喜和君 2 点目を。

●市長 藤倉 肇君 失礼しました。

それでは、あわせてごみ問題についての答弁をいたします。

先ほどご質問のありました、富野じん芥埋め立処分地施設の今後の見通し、また将来に向けてどう考えているかというご質問でございますが、ご質問にもありますように、富野じん芥埋め立処分地施設は、有料化に伴いごみ排出量の減量化を見込んで試算をしてもあと 10 年は持つというもので、逆を言いますと、あと 10 年をもって埋め立て終了となるというふうに試算しております。年度で言えば、平成 30 年度をもって終了となる見込みでございます。先にもご説明いたしましたとおり、有料化後の実績を見る限りにおいては、ごみの有料化が減量への大きな役割を果たしており、現状推移でいくと、計算上は先ほど申し上げました 10 年以上の使用期間が見込めると思っております。しかし、近隣市町においてのごみの排出量を見てみますと、有料化 2～3 年後にしてまた増加傾向に転じてきているという状況が出ております。これらを踏まえて、今後の推定予測をしますが、なかなか難しい局面に立っております。したがって、市としては富野じん芥埋め立処分地施設は、試算どおり今後 10 年後をめどに、将来の方向性を見極めていかなければならないと考えているところでございます。

そこで、次の処分場をどうするかという問題であります。現在 3 つの選択肢を持っております。

まず一つ目は、現在、近隣の岩見沢市、美唄市、三笠市、月形町との連携による南空知地域ごみ処理広域化において処理をしていく方法がひとつであります。この広域化の議論は、以前からかなりの時間をかけて行われておりますが、5 市町においてそれぞれの応分の負担を行いながら、焼却施設、処分施設を建設し運営にあたっていく方法と、可燃ごみのみを歌志内市に所在する民間焼却施設において処分を行う方法ということで検討しているところであります。

二つ目は、現在、夕張シューパロダム建設工事が行われておりますが、平成 23 年度実施予定の試験湛水、水をためることですね、試験湛水を前にして、旧鹿島じん芥埋め立地の埋め立て終了ごみを別の場所に移転することとなっております。これは、ダム工事の事業主体である北海道開発局石狩川開発建設部において移転工事を実施、新たなごみ処分地を建設し再度埋め立て処分を行うという前提で作業が進められておりますが、この事業に夕張市も共同事業として参画しながら新処分場を建設するという方法であります。この際、これもまた応分の建設費用は夕張市の負担となるものと思います。

さらに三つ目であります、夕張市が単独で処分場を建設するものであります。国の交付金事業として実施していくためには、ごみの分別処理をはじめとする中間処理をしっかりとしていくことがその条件となっております。

ただいま申し上げた 3 つのごみ処理方法の選択肢をもって、市としては検討を進めておりますが、いずれも再建計画には掲載されていない事業でありますので、また、財政負担が伴うことから、今後、国・道との新たな協議が必要となってくるものと思われます。事業実施に向けて、課題はこのように多くありますが、その対応には慎重かつ万全を図っていきたいと考えております。そのためにも、まず一般ごみの分別収集を実施していくための準備を急ぎ、円滑に移行実施が図られるような最大の努力を傾けてまいりたいと思っております。

失礼いたしました。以上です。

●議長 加藤喜和君 再質問ありますか。

伝里議員。

●伝里雅之君 明快な回答、答弁ありがとうございます。

41%減という、今までのところすばらしい実績で、担当課の努力に敬意を表します。

まだしかし、不適切な排出をする人が多いのも事実のようです。現在、資源ごみの 7 品目以外はすべて埋め立て処分にしていますが、これからのごみ処

理の方向性から、将来間違いなく実施しなければならない多品目分別に向け、せめて生ごみと他のごみを分別収集し、別々に埋め立て処理していかなければならないと思います。この点はどうお考えですか。

先ほど市長から答弁いただいたようにですね、処分場は 10 年をめどに使用できなくなります。処分場建設には 5 年ほどかかると聞いています。ということは、もう 5 年後には着工しなければなりません。ということは、逆算しますと今からどんどん計画を進めていかなければならないということです。何とか早く、計画を作っていただいて、そちらの方向に向け進んでいってもらいたいと思います。

もうひとつですね、これから将来に向け不法投棄をさせない、間違いのない分別方法などの具体的な対策をどうお考えですか。

この 2 点をちょっとお聞きしたいと思います。

●議長 加藤喜和君 市長。

●市長 藤倉 肇君 本件につきましては、市民課長からのご説明申し上げます。

●議長 加藤喜和君 市民課長。

●市民課長 寺江和俊君 議員ご指摘のとおり、ごみの減量については、有料化を実施するだけではその効果は十分でないというふうに考えてございます。燃やせるごみは燃やす。生ごみは堆肥化を初めとして、自然にやさしい形で土に返していく。資源となるべきごみは、リサイクルによって有効に活用していくなどの基本的な処理をまず実施することが重要であると認識しているところでございます。

こうした処理収集と有料化が一体となりまして、初めてごみの減量化に対する効果が大きなものになっていくというふうに考えているところでございまして、担当課といたしましては、まず夕張市は今後将来に向けてごみをどう収集し処分していくのかという基本的な計画について再検討をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。しっかりとした議論の上にたって、この基本線を確立させていかなければならないというふうに考えてございます。そうしたことを踏まえ、議論の

到達点といたしまして、処分場のあり方についてもおのずと答えが出てくるものと考えているところがございます。ご指摘のとおり時間的猶予は多くありません。したがって、具体的な検討作業に入ってまいりたいというふうに考えてございます。分別収集や処分場にかかる事業の実施に当たりましては、その財源対策を初めとして多くの課題がございます。検討に当たっては、夕張市の置かれている状況を十分に踏まえながら、どうした方法が最善なのかを見極めていかなければならないと考えます。いずれにいたしましても、早急に結論が出せるように最大限の努力をしていきたいと思ひます。

また、ごみ問題に取り組んでいくためには市民の理解が不可欠であります。ご質問の中にもあったように、自発的に活動を展開されている市民の方々からの意見、知恵なども十分に参考にさせていただきながら今後進めてまいりたいと考えております。なお、不法投棄の問題であります、これはやはりマナーの問題でございますので、十分に今後も市民に周知徹底を図って、不法投棄をさせないという取り組みが大事であろうというふうに思ひます。いろいろ議会からも、議員各位からお知恵を拝借しながらですね、住民啓宣に一生懸命努めてまいりたいとこのように考えてございます。

以上でございます。

●議長 加藤喜和君 伝里議員、再質問ございますか。

伝里議員。

●伝里雅之君 マナーの問題なのですが、市民の周知徹底ということですけど、どのような方法を考えているのか、それをひとつ最後に聞きたいと思ひます。

それで夕張では今、再建団体になったことで、課長がおっしゃられるように市民の中に生まれつつある自分たちのまちは自分たちの手でという気運が生まれています。そんな中、市長のおっしゃられるように、ごみ問題に高い関心を持つグループも結成されています。私とそのグループと隣町の栗山町に行

き調べた結果、36 品目もの分別で埋立ごみが約 30% 減量しています。少しでも処理場の利用年数を長くするためのごみ減量には、徹底した分別、マナーが必要と感じました。私はそのような市民グループの知恵と力を借りながら、やがて大きな市民運動のうねりに変え、ごみ問題を解決していかなければならないと考えます。

これは私の提言とさせていただきます。

先ほど例に挙げた栗山町では、200 回もの住民説明会を行いました。それでもまだまだ間違っごみを出す人がいますが、悪質な出し方をする人は非常に少ないそうです。私は一日も早いごみの処理場の計画を行政が示すことで、市民がより前向きに行動することができると思ひます。

炭鉱最盛期には黒い川が繁栄の証であった夕張ですが、今は最上流のまちとしてきれいな川を、森を子供たちに残すことが私たちの役目です。まだ先の話だと先延ばしに出来ない大きな問題です。早め早めに手を打っていくべきと思ひます。これからも積極的、また継続的にこの問題を議論していきたいと思ひます。

以上。

●議長 加藤喜和君 今、提言もありましたけれども。周知徹底方法について具体的にお示しできればという質問もありましたので、それについては市民課長ですか。

市民課長。

●市民課長 寺江和俊君 再度、ご指摘のございました不法投棄、これの住民啓宣をどう図っていくかというご質問でございます。これは、先ほど市長答弁もありましたとおり、一般の市民の方々に対してはイラスト入りで、現在も収集を行っている 7 品目も含めて、夕張のごみ処理方法をわかりやすく、やはり丁寧に説明できるようなそういうチラシを早急に作って、全戸に配付してまいりたいとこのように考えてございます。

なお、先ほどから申し上げていただくとおり、このごみの不法投棄の対策については、町内会組織等との

活動の連携が非常に大きなキーとなつてまいります。したがって、担当課といたしまして町内会組織の代表者に集まっていたきながら、会合の中でですね、現状として地域でどのような不法投棄の実態があるのか、不正処理の実態があるのか。このようなことの突き合わせを行いながら最善の策を町内会組織の皆さんと一緒に市民課としても考えていきたいと、このように思っております。なお、先ほどから申し上げておりましたね、先進的な取り組みを行っていただいている市民グループもございます。そういった方々ともさらに連携を深めていけるように、最大限の努力を傾けていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

●議長 加藤喜和君 市長。

●市長 藤倉 肇君 今、市民課長の方からる説明してもらいましたが、やはりこのごみ問題というのは、議員もおっしゃっているようにマナーなんですね。マナーということは、啓蒙しなければ、これいけないわけです。啓蒙というのは、繰り返し繰り返し啓蒙指導し、それが行動に起こる。つまり意識改革がないといかんわけなんですね。

こういう意味で今、課長の方からもお話をさせてもらいましたが、市としてはチラシとかそういうものでPRをします。また、町内皆さんとの話し合いを続ける。これは時間がかかることでございます。しかし、これなくして罰則だけでは解決できませんので、今、議員がおっしゃるように、繰り返し繰り返し啓蒙をやっていきますので、議員各位におかれましても、よろしくご協力をお願いしたい。このように思います。

●議長 加藤喜和君 伝里議員、よろしいですね。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上で、伝里議員の質問を終わります。

次に、角田議員の質問を許します。

角田議員。

●角田浩晃君 よろしく申し上げます。通告に従い一般質問を行います。

初めに、空知産炭地域総合発展基金について伺いたいと思います。

1 点目に、5 市 1 町の枠組みにおける本市の位置付けと再建計画とのかかわりについて伺いたいと思います。第 8 次石炭政策が終了し、ポスト 8 次策がスタートした平成 4 年度から 5 年度にかけて、道、5 市 1 町、民間企業が出資して地域振興を重点的に支援するために造成された基金 50 億 5,000 万円と、平成 12 年度から 13 年度にかけ道の出資により産炭地域新産業創造等基金として 45 億円が造成され、合計 95 億 5,000 万円の空知産炭地域総合発展基金の取り扱いについて、財政再建下にある本市の立場と本市を除く 4 市 1 町の間で、どのような協議がされているのか。また、本基金の取り崩しと再建計画のかかわりはどのようになっているのか伺いたいと思います。

2 点目に、基金を活用する具体的な事業計画はあるのかについて伺いたいと思います。昨年 9 月に産炭基金取り崩し合意文書が発表されました。主な中身については、本基金を運用型から取り崩し型へ変更するものであり、真に必要な事業に資金が充てられることを確保すべく、有識者の意見を聞きながら行うことが必要とされ、知事の責任を持って厳格にその運用に当たるということが、その条件についております。4 年後には廃止される内容になっており、補助率が 4 分の 3 と高く、有効な活用が求められるところであります。

先の行政常任委員会の報告におきまして、夕張市土地開発公社が所有する土地 1,400 ヘクタールを取得し、桜、もみじの植樹や自然を生かしたオートバイの耐久レース「エンデューロ」を推進するための資金として、また夕張医療センターの改修費用の一部、し尿処理場の重油漏れに伴う整備費として、およそ 8 億円の取り崩しを 8 月に申請したとの内容の報告を受けたところであります。

4 年間の期限付きであるこの基金の活用をどのような観点で進めていくのか伺いたいと思います。

以上で質問を終わりますので、ご答弁よろしくお願いいたします。

●議長 加藤喜和君 市長。

●市長 藤倉 肇君 角田議員の質問にお答えします。

初めに、5市1町の枠組みについて、本市の位置付けと再建計画とのかかわりについてというご質問でございました。

空知産炭地域総合発展基金でございますが、これはご承知のように産炭地域の基盤整備等の地域振興上必要な事業に対して、地域の振興と地域経済の振興に寄与することを目的とした産炭地域基盤整備事業、いわゆる旧基金、これが50億5,000万円が積み立てられております。また別途、新産業の創造に資する事業に対し、地域経済の広域的・内発的・自立的発展を目的とした産炭地域新産業創造等事業、いわゆる新基金45億円が積み立てられているところであります。議員のおっしゃるとおり。これらの基金については、本市を含めた空知産炭地域5市1町、すなわち芦別市、赤平市、歌志内市、三笠市、夕張市、上砂川町で活用することとしております。

また、この基金については他の補助金等に比べて補助率が非常に高く、旧基金では4分の3、新基金では3分の2であり、自己負担が少なくてすむことから、財政再建団体である本市にとっては、財政再建計画との関わりにおいて財政の健全化を着実に図りつつ、現在活用している施設並び継続的な利用や新産業の創出、新規雇用の創出のために、基金の有効活用を検討することとしているところでございます。

以上、旧基金と新基金の活用、そして夕張市のおかれた立場としての答弁とさせていただきます。

さらに今、議員のご質問の中には基金を活用する具体的な事業というような質問もございました。それについてお答えします。基金を活用する具体的な事業としては、今回、本市としては夕張自然体験型観光促進プロジェクト、夕張市立診療所整備事業、さらにはし尿処理場整備事業のこの三つの事業を申請したところでございます。夕張自然体験型観光促進プロジェクトとは、過去の観光行政の反省にたち

まして、これまでの箱物観光とは全く異なるものがあります。具体的には、市民や道、民間企業が協力して行っている桜ともみじの植樹のための植栽場所、植える場所をですね、確保し、樹木の管理、それから育成を図るとともに、もうひとつ夕張市の地形や自然を活かしたモータースポーツ、すなわちエンデュロの競技に必要な土地を確保するものであります。これによりまして、夕張の地形資源である恵まれた自然そのものの魅力を一層拡大させ、一年を通して、桜、緑、もみじ、雪という四季折々の彩りのあるまちとして、交流人口、観光客ですね、交流人口の増加を図ってまいりたいと考えております。次に、夕張市立診療所整備事業として、総合病院から診療所へ規模を縮小した施設の効率化や高齢者の多い患者のためのバリアフリー化等を行ってまいります。また、し尿処理場整備事業としては、し尿処理場の配管の改修などを行うものであります。なお、ゆうばり自然体験型観光促進プロジェクトとして取得します土地は、現在夕張市土地開発公社が所有しているものであります。御存じのように、土地開発公社の土地は市に代わって公共用地などを先行取得したものでありまして、その縮減などにより公社の設立者である地方公共団体の責任において、土地開発公社の経営健全化を図るべきものであることから、市が公社の土地を適切に買い戻すこととでございます。市といたしましては、こうした対応を的確に進めることが、土地開発公社の経営健全化を図ることはもとより、その設立者である夕張市の財政健全化のためにも、これは不可欠なことであると認識しているものであります。

以上でございます。

●議長 加藤喜和君 再質問ございますか。

角田議員。

●角田浩晃君 それでは、再質問させていただきます。

ただいま、市長の方からご答弁いただきました。

その中におきまして、後段、土地開発公社の土地を買い戻すということの中におきまして、夕張市の

地内にある土地を有効に活用するんだと。それを自然体験型の観光施設、施設とは言いませんね、景観型の観光型に振り分けていくという中で、土地開発公社の債務保証をしている夕張市の負担を軽減していくんだと、穴埋めにもなると、そしてプラス今植えた木そのものが大きな花を咲かせ、大きな葉をつけ景観としてすばらしいものになっていく。これは将来に対する投資という形での表現だったのかと思います。

そこで第 1 点としてですね、この公社の買戻しと再建計画のかかわりについて、ひとつお聞きしたいと思います。

再建計画上、この公社の取り扱いはどのような形で考えておられるのか。

そして、箱物ではない、自然を生かした夕張市のお客様に来ていただけるための景観観光。滝ノ上には立派な公園がございます。またこれから、シューパロダムが完成し、ダムも含めて大変いい景観のまちになろうかと思っています。プラス桜ともみじとスキー場という意味合いで、夕張市は立派な観光資源を今持っているんだということで、ご説明をいただいていると思うんですが、公社と再建計画のかかわりについて、いまいち説明が不足だったのかなと思いますので、その点についてよろしくお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 市長。

●市長 藤倉 肇君 ただ今の私の答弁に対して、まさに角田議員のご賢察のとおりでございます。

ただ一点、今お話にありました基金等につきましては、それからただいまありました夕張市と公社のかかわりにつきましては、副市長からご答弁いたします。

はい。

●議長 加藤喜和君 副市長。

●副市長 羽柴和寛君 土地開発公社と再建計画上のかかわりということでございますが、前段ですね、土地開発公社の経営健全化対策というのは当然

設立者である夕張市の責任において、健全な方向で土地等の買戻し等、そういったものについては国、北海道等から全国的な土地開発公社という経営環境が厳しいということから、いろんな助言、あるいは指導がなされている状況です。

そういったことから市としても公社の運営のあり方は見直しをしていこうということで、財政再建計画とのかかわりということであればですね、計画本文、基本的な部分については公社と関係には触れられていませんけれども、年次計画、いわゆる財政再建計画の年次計画の中ではいわゆる土地開発公社のそういった経営健全化に資するよう計画的な位置付けとしてですね、一定程度の公社のこういう土地については、市の公共用地先行取得という意味合いで、取得したという経過を踏まえて、これはある程度計画的に解消していく、土地を買戻しをしていくという位置付けになっているという認識をしてございます。

●議長 加藤喜和君 角田議員。

●角田浩晃君 公社と計画上のかかわりについては、およそ理解するところであります。

最終的に公社の方も、この間は振興公社の方の清算が行われ、土地開発公社の方も最終的には清算に向けて努力していかなければならないことと思っております。

また、このたびのこの基金総額約 8 億円近い、実質的にはもうちょっと低いでしょうが、事業ということで立ち上げております。さらにこれからの活用という意味合いで、夕張市の債務保証ということで最終的には責任がございます。その責任を果たすと同時に、今行われている桜、もみじを中心としたこの事業のさらに推進も含めてご一考なされてはいかがでしょうかと思います。今、再建下にあります、今植えた桜は 18 年後には立派な木になり、立派な花を咲かせ、大きな葉をつける。そんなたくましく育っている姿を夕張市民を見ながら勇気づけられ、そして夕張に来られた方々に夕張はすごいところだと改めて認識していただけるのではないかと期待しております。

そんな意味を込めまして、今大変な時期ではありますが、この小さな木が大きくなるよう私たちも力を合わせて頑張っていきたいと思います。

市長、これからもよろしく願いいたします。

どうもありがとうございます。終わります。

●議長 加藤喜和君 特段よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

●議長 加藤喜和君 以上で、角田議員の質問を終わります。

以上で、通告されました質問はすべて終了いたしましたので、日程第 1、一般質問は、これをもって終わります。

●議長 加藤喜和君 日程第 2、議案第 5 号夕張市情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 5 号夕張市情報公開条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本市情報公開制度の実施にあたり、公文書の公開を請求できる者は、夕張市に居住する者及び利害関係にある者に限定している状況にあります。

しかし、道内におきましては公文書の公開請求に制限を設けているのは、道内 35 市のうち、本市を含めて 11 市のみでございます。行政機関が行う情報公開制度については請求にあたって制限を設けることなく、開かれた行政が推進されている現状にあります。

本市におきましても、公開請求できる者の制限を撤廃して、誰もが公文書の公開を請求できることにより、開かれた市政をさらに推進するために、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 3、議案第 6 号夕張市医療費給付に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から、提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 6 号夕張市医療費給付に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、北海道医療給付事業のひとつであります老人医療給付特別対策事業が、制度創設以来の社会的状況や医療制度改正により、平成 20 年 3 月末日をもって廃止となることに伴い、本市においても財政再建計画に基づいて単独給付事業である老人医療給付事業を廃止するため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 4、議案第 7 号夕張市生活館等設置条例の一部改正についてを議題とい

たします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 7 号夕張市生活館等設置条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第 244 条の 2 第 9 項の規定により指定管理者が定める利用料金のうち、葬儀会場として利用する場合の上限額を、現行の 10 万円から 15 万円に引き上げ、指定管理者の施設運営管理経費の確保を図るため、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 5、議案第 8 号町の区域の変更についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 8 号町の区域の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成 13 年 11 月に認可をされました夕張市都市計画事業本町土地区画整理事業の施行に伴い道路の切替えを行ったため、住初地区、社光地区、本町 1 丁目、本町 2 丁目、本町 3 丁目地区の各地区の区域の一部について、字界、地番の変更が必要となったことから、本案のとおり町の区域の一部を変更しようとするものであります。

なお、本事業につきましては、夕張市本町土地区画整理組合が実施主体となり実施してきた事業であり、平成 21 年 3 月をもって終了するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 6、議案第 9 号市道路線の認定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 9 号市道路線の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、北海道街路事業に伴い道道夕張岩見沢線が切り替わるため、旧道道部の市道路線の認定をする必要があるため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 7、議案第 10 号夕張市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 10 号夕張市教育委員会委員の任命について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、現委員であります小林尚文さんが、本年 10 月 4 日をもって任期満了となりますので、その後任について、本案のとおり同氏を再度任命することについて同意を得ようとするものであります。

なお、小林さんの略歴につきましては省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

●議長 加藤喜和君 日程第 8、議案第 11 号平成 19 年度夕張市一般会計補正予算、議案第 12 号平成 19 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算、議案第 13 号平成 19 年度夕張市老人保健医療事業会計補正予算、議案第 14 号平成 19 年度夕張市診療所事業会計補正予算、以上 4 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 11 号ないし議案第 14 号の 4 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

本 4 議案につきましては、去る 9 月 13 日の定例市議会冒頭におきまして、夕張市財政再建変更計画書の議決をいただき、同日付けで総務大臣あて財政再建計画変更協議申出書を提出したところですが、今般、9 月 19 日付けで本市の財政再建計画を変更することについて、総務大臣の同意が得られたことから、これを踏まえ、直ちに地方財政再建特別措置法第 3 条第 7 項の規定に基づき関係予算の調製を行ったものであります。

初めに、議案第 11 号平成 19 年度夕張市一般会計補正予算についてであります。まず第 1 条歳入歳出予算の補正額 12 億 1,384 万 4,000 円の内訳につきましては、15 ページ、一般会計歳入歳出予算補正事項別明細の歳出からご説明申し上げます。

2 款総務費、1 項総務管理費につきましては、人件費及び庁舎管理経費の予算組替え及び庁舎ボイラー補修経費を計上するほか、職員退職手当及び職員等旅費並びに幸福の黄色いハンカチ基金に係る積立金及び助成金所要額を計上するものであります。

なお、人件費所要額の減額につきましては、以下、予算組替えによるものとなりますので、説明を省略させていただきます。

16 ページ、3 款民生費、1 項社会福祉費につきましては、本年 10 月より始まる障害者自立支援事業のシステム改修経費及び国民健康保険事業会計並びに老人保健医療事業会計との関連による繰出金所要額を計上するものであります。

18 ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費につきましては、診療所事業会計との関連による繰出金所要額を計上するものであります。

19 ページ、2 項清掃費につきましては、し尿処理場重油流出汚染防止経費所要額を計上するものであります。

21 ページ、7 款商工費、1 項商工費につきましては、旧観光事業会計に係る消費税納付経費所要額を計上するものであります。

22 ページ、2 項観光費につきましては、道道千代田丁末線改良工事に伴う観光案内看板設置経費所

要額を計上するものであります。

23 ページ、8 款土木費、2 項道路橋りょう費につきましては、庁舎ボイラー補修経費に対する財源措置のため減額計上するものであります。

24 ページ、9 款消防費につきましては、中央・末広分団移転に伴う経費について、予算組替えを行うものであります。

25 ページ、10 款教育費、1 項教育総務費につきましては、学校統廃合に伴うスクールバス購入費を追加計上するものであります。

26 ページ、11 款公債費につきましては、公的資金に係る既往債の繰上償還等に伴い、利子は減額計上いたしますが、借換債の発行に伴い元金につきましては、所要額を追加計上するものであります。

7 ページに戻ります。

歳入につきましては、歳出に関連する特定財源をそれぞれ関係科目に計上するほか、財団法人夕張振興公社からの出資金返還金及び夕張木炭製造株式会社貸付金返還金等を計上するものであります。

この結果、歳入歳出予算の総額は、443 億 2,509 万 1,000 円となるものであります。

第 2 条、地方債の補正につきましては、4 ページ、第 2 表のとおり変更するものであります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 12 号夕張市国民健康保険事業会計補正予算につきましては、第 1 条歳入歳出予算の補正において、平成 20 年度から施行される後期高齢者医療保険制度の導入に伴い必要となる保険料賦課徴収システムの改修経費並びに保険財政共同安定化事業拠出金等に関する経費を計上する一方、これに見合う歳入として国庫支出金及び療養給付費等交付金並びに一般会計からの繰入金等を計上するものであります。

歳入歳出予算の補正額は、1 億 3,309 万 4,000 円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は 22 億 4,973 万 9,000 円となるものであります。

以上で国民健康保険事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 13 号夕張市老人保健医療事業会計補正予算につきましては、第 1 条歳入歳出予算の補正において、国民健康保険事業会計と同様に平成 20 年度から施行される後期高齢者医療保険制度の導入に伴い市が運用する後期高齢者医療制度システムの整備費等に関する経費を計上する一方、これに見合う歳入として、国庫支出金並びに一般会計からの繰入金等を計上するものであります。

歳入歳出予算の補正額は、2,263 万 3,000 円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は、26 億 1,625 万円となるものであります。

以上で老人保健医療事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 14 号夕張市診療所事業会計補正予算につきましては、第 1 条歳入歳出予算の補正において、診療所施設の改修費のほか、旧病院事業債として診療所会計が引き継いだ地方債償還費のうち、一般会計と同様に高金利の地方債に係る公債費負担を軽減する補償金なしの繰上償還するために必要な経費を計上する一方、これに見合う歳入として、道支出金等並びに一般会計からの繰入金のほか、既往債を繰上償還するための借換債の発行など、所要の額を計上するものであります。

歳入歳出予算の補正額は、4 億 854 万 2,000 円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は、11 億 113 万 6,000 円となるものであります。

第 2 条地方債の補正につきましては、4 ページ、第 2 表地方債補正のとおり変更しようとするものであります。

以上で診療所事業会計補正予算の説明を終わります。

以上、議案第 11 号ないし議案第 14 号の 4 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに

採決いたします。

本 4 議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 4 議案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 9、議案第 15 号夕張市土地開発公社の定款の一部変更についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 15 号夕張市土地開発公社の定款の一部変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、夕張市土地開発公社の業務の縮小に伴い、役員定数を現行 17 名以内から 6 名以内に減少するほか、郵政民営化法等の施行に伴い、預金先から郵便貯金を削除することを主な内容とする夕張市土地開発公社定款を変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第 14 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 10、選挙第 1 号夕張市選挙管理委員会委員並びに同補充員の選挙を行います。

この選挙は、現委員並びに同補充員が、来る 11 月 9 日をもって任期満了となりますので、地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定により、選挙を行おうとするものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、直ちに指名いたします。

夕張市選挙管理委員会委員には、板谷努さん、立花和之さん、井口靖子さん、庄司槿子さん、また同補充員には、補充の順位によって服部忠さん、千葉鉄雄さん、黒澤良道さん、澤本正美さんをそれぞれ指名いたします。

ただいま指名いたしました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました方々が、夕張市選挙管理委員会委員並びに同補充員に当選されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 11、認定第 1 号平成 18 年度夕張市水道事業会計決算の認定について、認定第 2 号平成 18 年度夕張市病院事業会計決算の認定について、以上 2 案件一括議題といたします。

理事者並びに監査委員から、説明あるいは報告することがありましたら発言を許します。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 認定第 1 号平成 18 年度夕張市水道事業会計決算及び認定第 2 号平成 18 年度夕張市病院事業会計決算を議会の認定に付すに当たり、その概要をご説明申し上げます。

初めに、認定第 1 号平成 18 年度夕張市水道事業会計決算の認定についてであります。水道事業の経営に当たりましては、安全で安定した給水の確保を図るための諸施設及び配水管などの整備を進めているところでございます。

平成 18 年度の建設改良事業につきましては、配水施設整備事業として、富野 1 号橋架け替えに伴う工事、及び高速道路改良に伴う楓地区の支障水道管の移設工事を実施いたしました。

また、メーター更新事業として、年次計画に基づき 587 個の期限切れメーターの取り替えを実施したところでございます。

次に、決算の内容についてであります。初めに収益的収入及び支出のうち、収入につきましては最終予算額 6 億 2,210 万 4,000 円に対し、決算額は 6 億 1,343 万 6,135 円となり、収入率は 98.6%であります。支出につきましては、最終予算額 4 億 1,696 万 8,000 円に対し、決算額は 4 億 1,167 万 421 円となり、執行率は 98.7%であります。

この結果、収益的収支につきましては、消費税にかかわる税抜き処理後、2 億 32 万 979 円の純利益となり、前年度繰越欠損金 5,300 万 272 円から差し引いた 1 億 4,732 万 707 円が、当年度未処理分利益剰余金となるものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入につきましては、最終予算額 1 億 1,558 万 2,000 円に対し、決算額は 1,532 万 9,100 円で、収入率は 13.3%であります。支出につきましては、最終予算額 4 億 6,294 万 9,000 円に対し、決算額は 3 億 6,248 万 6,820 円となり、執行率は 78.3%であります。

この結果、資本的収入が資本的支出に対して不足

する額 3 億 4,715 万 7,720 円は、当年度消費税資本的収支調整額並びに過年度及び当年度損益勘定留保資金及び当年度利益剰余金処分額で補てんをいたしました。

以上、平成 18 年度水道事業会計決算の概要についてご説明申し上げましたが、今後とも水道事業の経営に当たりましては、安全で安定的な給水の確保と健全経営の維持について、なお一層の努力をしてまいります。

次に、認定第 2 号平成 18 年度夕張市病院事業会計決算の認定についてであります。平成 18 年度における収益的収入及び支出につきましては、収入の最終予算額 64 億 8,965 万 1,000 円に対し、決算額は 60 億 1,379 万 6,935 円となり、収入率は 92.7%であります。支出につきましては、最終予算額 24 億 1,850 万 5,000 円に対し、決算額は、23 億 5,597 万 2,353 円となり、執行率は 97.4%であります。

この結果、収益的収支につきましては、消費税にかかわる税抜き処理後 36 億 5,702 万 6,138 円の当年度純利益となり、前年度繰越欠損金を差し引きしますと 6 億 5,401 万 7,507 円が当年度未処理欠損金となります。

次に、資本的収入及び支出であります。収入の最終予算額 10 億 4,861 万円に対し、決算額は 10 億 4,861 万円となり、収入率は 100.0%であります。支出につきましては、最終予算額 20 億 9,426 万 3,000 円に対し、決算額は 20 億 7,684 万 545 円となり、執行率は、99.2%であります。

以上、決算の概要についてご説明申し上げましたが、市立総合病院は平成 18 年度末をもって廃止し、平成 19 年度からは市立診療所として規模を縮小し、指定管理者による運営を行っているものでございます。

以上、認定第 1 号及び認定第 2 号について、その概要をご説明申し上げます。

よろしく、ご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 加藤喜和君 藤原監査委員。

●監査委員 藤原 哲君（登壇） 平成 18 年度企業会計の決算について審査を行いましたので、その結果について、ご説明申し上げます。

平成 18 年度、水道事業会計及び病院事業会計の決算につきましては、当該会計年度終了後、市長さんから決算書の提出を受け審査をいたしました。

決算の内容につきましては、両会計とも一般会計から補助金の繰入れがあり、その結果、水道事業会計では累積欠損金が解消され、病院事業会計においても年度内のいわゆる不良債務が消失し、累積欠損金も縮減した上で、病院事業会計廃止の後を受けた診療所会計へと引継ぎがされたところであります。

次に、審査手続きについてであります。各会計決算書及び付属書類について、地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されているか、また、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿との照合を行いました。また、予算の執行状況の調べ等、通常実施すべき審査を行いました。

その結果、両会計とも決算書及び付属書類は適正に作成されているものと認めました。

その他、審査結果の詳細につきましては、決算審査報告書のとおりであります。

以上で説明を終わります。

●議長 加藤喜和君 これより質疑に入りますが、本 2 案件については決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、慎重に審査することにいたしておりますので、この点お含みの上、質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま上程されています本 2 案件につきましては、議長及び議員選出監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も継続して審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を、議長において指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、議長において指名いたします。

委員長には山本勝昭さん、副委員長には正木邦明さん。以上のとおりでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように選任されました。

●議長 加藤喜和君 日程第 12、報告第 1 号定期監査の結果についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 日程第 13、報告第 2 号ないし第 5 号、いずれも例月現金出納検査の結果について、以上 4 案件一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 加藤喜和君 日程第 14、意見書案第 1 号被爆者に対して適正な援護の推進を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、角田議員ほか 8 名全員の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

●議長 加藤喜和君 以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

なおこの場合、市長より挨拶したい旨の申し出がありましたので、これを許してまいります。

市長。

●市長 藤倉 肇君 閉会に当たって、一言申し述べます。

財政再建団体としての本市は、財政再建計画の枠組みの中で、今後市民生活を維持していくわけですが、いろいろな問題が発生するということが予測されます。

私たちは市民の権利、市民生活向上のために市と議会がさらに協働を重ねながら、夕張市の運営をしていくことが重要と思います。市の側といたしましても、さらに全力をあげて取り組む所存でありますので、議会におかれましてもよろしくご協力、ご協働のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

●議長 加藤喜和君 本日の会議はこれをもって閉じます。

●事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。

●議長 加藤喜和君 これをもって、第 3 回定例夕張市議会を閉会いたします。

午前 11 時 47 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 加 藤 喜 和

夕張市議会 議 員 正 木 邦 明

夕張市議会 議 員 高 橋 一 太